

## 倒壊等危険家屋についての相談等（平成26年4月以降）

No.	主訴区分	相談日	物件所在地	相談、対応内容	備考
1	建物	H26.4.4	二階堂上ノ庄町	強風なので隣地の空家からの飛散物で困っている。 現場確認。お願いの文書送付対応。 H26.4.16土地家屋所有者来課。解体の相談有。	
2	敷地等	H26.5.7	竹之内町	隣の敷地から木が伸びて、カーポートに当たる等、困っている。 現場確認。お願い文書送付対応。	※H28.2.29墓地埋葬法により、所有者死亡後処理対応。戸籍上の妻は存命だが、相続については一切拒否。
3	敷地等	H26.5.8	柳本町	自治会内の空き家の敷地から雑草等が伸びて、地元で困っている。 現場確認。お願いの文書送付対応。	土地所有者が冬に定期的に草刈りしている。
4	敷地等	H26.6.19	櫟本町	(相談) 隣地住民からのメールによる通報 空き家敷地内の枯草への放火の危険性、防犯面での不安 (対応) 通報人と面会、櫟本町瓦釜区長と現場確認後、区内対応中であることを確認 引き続き、区自治会で判断	区自治会対応事案 (所有者等は同町別地内に居住)
5	敷地等	H26.6.23	柳本町	町内の家から雑草が伸びて困っている。 現場確認。お願いの文書発送対応。	
6	建物	H26.6.27	丹波市町	(相談) 近隣住民からの電話 空き家の屋根瓦、トタン板飛散の危険性 (対応) 丹波市町区長に状況報告及び現状確認 現場確認、相談者と面会後、口頭で所有者に対し適正管理を依頼	所有者による危険部分の撤去 所有者にて後日解体予定、その後解体済
7	敷地等	H26.8.21	二階堂上ノ庄町	空家から敷地境界を越え雑草が生えており、雑草の花にハチが集まり危険なので、どうにかならないか。 現場確認。お願いのFAX文書送付対応。 H26.9.1土地家屋所有者の家族に会い家屋監理等を依頼。	
8	敷地等	H26.10.28	勾田町	草アレルギーがあるので隣地の空き家の除草をしてほしい。 現場確認。お願いの文書発送対応。	
9	敷地等	H26.10.29	櫟本町	隣家の木の枝が伸びっぱなしで、垣根を越えて道路まで出てきている。電線にも届いている。 子どもたちの通学路でもあるし防犯上においても良くないのではないかと連絡が入る。 現場確認。お願いの文書発送対応。	

No.	主訴区分	相談日	物件所在地	相談、対応内容	備考
10	建物	H27.2.19	小路町	(相談) 中町自治会副会長より、空き家の屋根瓦落下の危険性 通行人、児童に危険ありとの電話 (対応) 現場確認後、当該空き家は旧小路町会所と判明 小路町区長より解体、建替予定があることを確認後、相談者に報告	小路町区で解体撤去済
11	建物	H27.3.6	長柄町	(相談) 空き家所有者の連絡先等確認方法を教えてほしい旨電話 (対応) 市で調査できる場合の事例等を説明	当該空き家の具体的な位置を示さず (具体的な所在地言及なし)
12	敷地等	H27.5.7	樫本町	区長から、もともと住んでいた人が出ていき空家になっており、雑草が伸びている刈ってほしい。  現場確認。お願いの文書発送対応。	H27.5.22除草対応確認。
13	建物	H27.5.8	長柄町	隣家の瓦が落ちないか不安。また、羽アリなどの害虫がいる等の状況についてどうにかならないか。  現場確認。所有者が近隣に在住のため、住宅課、地域安全課、環境政策課で所有者に適正管理のお願いをする(※)。	※郡山土木事務所に建築基準法による指導が出来ないか確認するが、指導対応不可と回答あり。 ※H28.6.28家屋解体のため特定建設作業の届出有
14	建物	H27.5.11	田部町	市議より、田部町にある「岩本商会」の倉庫が倒壊しそうな危険な状態にあるという旨で相談がある。その後、総務課とともに家屋現所有者と面会し、撤去等してもらうよう話をしたが、左記所有者の経済的事情により、対応が難しい旨の回答がある。その後、現所有者より連絡等はない。	
15	敷地等	H27.5.25	下仁興町	隣地の敷地より雑草が伸びてきているので、なんとかしてほしい。  現場確認。相続人がおらず課税保留案件のため、申出人に対して市では対応不可と回答。	
16	敷地等	H27.5.27	長柄町	(相談) 所有者の子(相続放棄、所有者の世話人、当該空き家管理人)より空き家の所有権及び税金、占有取得等について他の相続人に対する対抗の可否について電話による問合せ (対応) 法的権利、相談者に管理義務が生じるか、相続放棄のいきさつを踏まえて担当弁護士と相談することを助言	以後、連絡等なし (相続登記、協議とも未済。管理人は相続放棄だが占有権を主張)
17	建物	H27.5.28	遠田町	(相談) 隣地住民より降雨時の排水、害虫の発生がある状況につき、市による隣接空き家への対応を要望の電話 (対応) 現場確認後、過去の雑草繁茂で他課対応記録により、所有者及び過去の経緯が判明。遠田町自治会が関与する事案につき、同町区長と協議後、親族(納管人)に適正管理の文書を郵送、後日区長、所有者間で連絡有、区長の意向で町が親族と協議を行う	当面は区自治会対応事案 (環境政策課にて過去対応記録)
18	敷地等	H27.6.11	三昧田町	隣の空き家から草が伸びてきて困っている。どうにかならないか。  現場確認。お願いの文書発送対応。	H27.6.18所有者より今後も適正管理していく旨の連絡が入る。

No.	主訴区分	相談日	物件所在地	相談、対応内容	備考
19	建物	H27.7.6	柳本町	(相談) 隣地住民より長屋の樹木の繁茂、及びトタン破片等の飛散物について対応要望の電話 (対応) 現場確認後、当該部分の所有者と面会、樹木について改善を依頼し、飛散物については、長屋のため当該自治会での改善を依頼	当面は自治会対応事案 長屋のため、完全撤去等は困難 (所有者等は同町地内に居住)
20	建物	H27.7.17	合場町	隣の家が3~4年前から空家状態で、そこからゴキブリやムカデが自宅まで入り込んでき困っている。どうにかならないか。  現場確認。お願いの文書発送対応。	現場で苦情内容の事実確認できず。 納管人の息子が定期的に管理している。
21	建物	H27.7.22	櫻本町	(相談) 現在親族が管理しているが、今後管理不能となった場合の対処方法を相談のため来庁 (対応) 現状は軀体が健全、外装等に損傷、現状維持管理を依頼、活用と解体後の土地活用について説明	
22	建物	H27.7.24	田井庄町	(相談) 新築予定自宅隣のマンション建設予定地(?)の家屋が古く、気味が悪いと対応依頼のため来庁 (対応) 現場確認、田井庄町区長に状況確認後、緊急性はなく当該家屋が借家であり、管理人及び隣接住人もいることを説明	
23	建物	H27.7.29	新泉町	(相談) 近隣空き家に対し防犯面で不安、所有者を調べたい、所有者に指導して欲しい旨の電話 (対応) 現場確認、現在は健全。所有者情報の告知及び指導不可の旨説明し自治会等で現状把握状況再確認依頼	当面は自治会対応事案 (住人は死亡、その母は県外居住) (その他親族は市内居住)
24	建物	H27.8.5	丹波市町	(相談) 今まで住んでいた家を維持する方法(賃貸、解体土地活用) 現状は雨漏り等の傷みあるため。解体の場合の業者斡旋等相談のため来庁 (対応) 解体業者選定方法、活用・管理について助言	H27.8.10更地にし土地活用の意向 (所有者の親族は他町に居住)
25	敷地等	H27.8.5	三島町	隣の家の樹木や水路からの雑草が生い茂っている。どうにかならないか。  現場確認。庭木は道路にはみ出していない。水路は自治会管理なので地元に対応してもらうよう回答。	所有者は老人ホームに入居中。
26	建物	H27.9.30	森本町	(相談) 近隣住民からの電話 不用心、防犯面で心配との相談 (対応) 現場確認、軀体のみ(解体着手跡)。自治会で経緯確認等を提案	当面は地元対応
27	建物	H27.10.16	中山町	自宅隣の空家状態になっている建物からスズメバチが飛び回っている。どうにかならないか。  現場確認。お願いの文書発送対応。	所有者からハチの巣がないことの連絡あり。

No.	主訴区分	相談日	物件所在地	相談、対応内容	備考
28	敷地等	H27.10.22	上総町	近くの空家から雑草が伸びてきて困っている。草を刈ってもらうとか、なんとかならないか。 現場確認。お願いの文書発送対応。	H27.12.16土地所有者より庭木の剪定をしたと連絡あり。
29	敷地等	H27.11.11	守目堂町	土地所有者が死亡したままゴミが放置されているので、どうにかならないか。 現場確認。所有者(相続人)へお願いの文書送付対応。	H27.12.24町で撤去対応
30	敷地等	H27.12.15	柳本町	(相談) 元自治会長が、当該空き家敷地内の樹木・雑草繁茂により周辺住民が迷惑しているとのことで来庁 (対応) 過去、同様事例で周辺住民とトラブルになり、周辺住民が家庭裁判所において調停、所有者において刈取りを実施。 現場確認後、相談者に調停内容(所有者管理責任)の再確認を依頼	当面は地元対応 (所有者は市外居住) (環境政策課にて過去対応記録)
31	建物	H28.2.12	川原城町	(経緯) 一部外壁のみで倒壊危険性のある当該建物について、川原城町本町自治会長に所有者関係について聞き取り実施。その後土地所有者と面会し、賃貸借等の権利関係を聞き取ったのち、当該建物所有者の相続人代表へ適正管理依頼文を発出。同時に土地所有者も店子である賃借人側関係者と立ち退き等について交渉を継続中	当該建物は店舗部分と一体であり、一部分を撤去することは困難 当該建物の増築部分を建物所有者より賃借し店舗経営(店子) 土地所有者は建物所有者と協議のうえ、賃借人に対し明渡等の交渉を継続中 (地域安全課にて過去対応記録)
32	建物	H28.2.25	兵庫町	相談者 同町近隣住民 内 容 隣接する空き家に迷惑している(撤去を市でできないか) 対 応 現地確認を行うが、現状では、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがないため、所有者に対し「適正管理」のお願いをする文書を発送する。 (相談者もこの対応で了承)	
33	敷地等	H28.8.10	森本町	隣家の空家の樹木が伸び放題で困っている。 なんとかならないか。  現場確認。お願いの文書発送対応。	
34	敷地等	H28.9.6	田町	隣家の草が伸びている。虫等も発生し臭いもある。なんとかしてほしい。  現場確認。所有者に直接交渉。	10月解体予定。
35	敷地等	H28.10.4	櫻本町	隣家の草刈りをしてもらうように文書を出してくれないか。 (申出人から土地家屋所有者に対してアプローチしている案件)  現場確認。	H28.10.11現地確認時、枝等が切られていた。文書発送不要。
36	敷地等	H28.11.11	田町	(相談) 田町民生委員より空き家の放置について、現状は近隣住民が有志で草刈り実施、市道沿いの屋根瓦落下の危険性等の相談電話 (対応) 現場確認。民委、当該住民と面会。聞き取りにより親族の一人(納管人)の連絡先判明。納管人に荷電、現況を伝え、適正管理説明済	相続登記未済